# 八六八年の天皇誕生日の祝祭

近代成立期の国民統合について――

上 勝 生

が行われ、一部の藩でも庶民の祝祭が見られる。しかし、それらの祝祭は伝統社会の祭りの動向によって規制されてゆくのであっ 告をうけて独自の布告を出したものの、実施には消極的であり、祝祭もなかった。一方、長崎と横浜という開港場では盛大な祝祭 た。やがて日本全体の重要な祭祀となる天皇誕生日の祝祭の、一八六八年における実施のされ方には一定の偏向が認められる。 から、天皇誕生日の国民全体の祝祭を指示した。近代日本の国民全体の祝祭布告の初見である。京都府や東京府は、維新政府の布 的祝祭はなかったが、天皇誕生日の祭祀は天皇や女官による私的な祝賀として存続していた。維新政府は、一八六八年の発足当初 こに作用したのは、維新政府の欧米諸国との協調政策にもとづいたラディカルな統合政策と伝統社会との対抗であった。 天皇誕生日の祝祭(天長節)は欧米諸国の国王の誕生日祝典の模倣と推測されている。 近世社会に欧米諸国のような国民 史林 七二巻三号 一九八九年五月

#### Ľ め

は

اتا

典は 述べた。思想史の立場から安丸良夫も維新政府の復古を名とする宗教政策について「なんら復古ではなく、民衆の現実の① 宗教生活にたいする尊大な無理解のうえにたつあたらしい宗教体系の創出の試み」であったと論じた。このように同じ見 宗教学の立場から近代天皇制を研究した村上重良は、天皇が親祭する一三の祭典のうち新嘗祭と神嘗祭以外の一一の祭 「新定の祭り」と見るべきであり、「近代の皇室祭祀の大半は、じつは明治維新後に創案された新しい儀礼である」と

地にたつ両氏の近代天皇制研究は今日の到達点を示すものといえよう。村上は近代の天皇誕生日の祝祭、 天長節について

次のような興味ある指摘をしている。

さかんに祝う習慣があることに対応した措置とみられる。しかし、天長節に祭典を行うことは、古来、前例がなく、天皇絶対化 一環として、新たに創案されたものであろう。③ 天長節は古代にさかのぼるが、明治維新の当初に、とくにその盛大な復活が図られたのは、欧米諸国では帝王、元首の誕生日を

の天皇制を考えようとする場合に、天長節は興味深い、 天長節は創案された祝祭であるだけではなく、 欧米の帝王、元首の習慣に対応したものと推測されている。 看過できない問題を含むように思われる。 右の村上の指摘を本

奉祝候様」(天長節)、「公卿・諸侯・大夫・士庶人ニ至迄……共ニ五穀豊熟、天下泰平ヲ神祇ニ祈奉ルヘシ」(新嘗祭)と庶⑤ 二八日、一八六九年新定)の四つがある。維新政府は一八六八年の天長節と新嘗祭においてそれぞれ「於庶民モー同御嘉節ヲ ば一定の抑制を保持していた。天長節が近代成立期の庶民にとって伝統的な「遊び日」の側面をなお持っていたことに関 共同体内部の慣行ないし議定にゆだね容喙しないという、前・中期いらいの領主のありようは……後期にいたって変様し を指示したことがかつてなかったことである。 古川貞夫によれば「遊び日 民の祭典を布告した。孝明天皇祭と祈年祭にはこのような布告は見えないが、注目すべきは旧幕府が庶民の統一的な祝祭 中休日……尤酒肴も差出候、 つつもなお、 「国中休日」は維新政府が最初に施行したのであり、それは近代天皇制の国民統合の問題、また統合の際の伝統社会との 維新当初の重要な天皇の祭祀に天長節(九月二二日)、新嘗祭(一一月一八日)、孝明天皇祭(一二月二五日)と祈年祭 たとえば加納藩下佐波村の『青木久兵衛日記』の一八七四年一一月三日(この年、改暦)条に「今日ハ天長節ニ付国 基本的には継受されていると判断してよい」のであった。前近代の支配権力は庶民の祝祭にたいして、いわ 壱日中面白遊候」というような記載のあることが参考になろう。 (祝祭・休日―井上注) このような天皇の祭祀 の設定自体については村 二月

係り-て特色ある役割を果したと予測されよう。とりあえず問題点を村上の指摘した天長節という祭祀の創案と、近代成立期 祀が明確に指示されていたにもかかわらず記事を発見できないのである。天長節は近代成立期日本において重要な、 については庶民の諸記録 地域に廻達されており、 本における統合のあり方に置きつつ、以下、一八六八年の天皇誕生日の祝祭の諸事実を見てゆくことにする。 -融合や軋轢等々――の問題と深く関連するはずである。天長節の場合、本稿で見るように庶民の祝祭の布告は各 庶民の祭祀の実施の記録も一部の地域で見ることができる。一方、新嘗祭、 (日記、布告留など)に関連記事を見ることがない。しかも新嘗祭の場合、 前述のように庶民の祭 孝明天皇祭と祈年祭 そし H

的な用語は「御誕辰」 であり、 時に「御降誕」や「誕生日」を見ることがあるが、 本稿では便冝的に分かりやすい天皇誕

本稿で見るように、一八六八・九年には「天長節」という用語は政府の布告のごく一部で使用されただけである。

般

1 村上重良『天皇の祭祀』七五頁、岩波新書、一九七七年 生日を主に使用した。

3』三三四頁、一九七六年) 安丸良夫「天皇制下の民衆と宗教」(『岩波講座 日本歴史16 近代

村上、前掲書、一〇1—二頁

(4) 石井良助編『太政官日誌』第一巻、三五四頁

内閣官報局『法令全書』自慶応三年十月至明治元年十二月、

三五六

(8)

(5)

6 古川貞夫『村の遊び日 休日と若者組の社会史』二〇七頁、平凡社

選書 一九八六年 岐阜大学教育学部編、松田之利稿『郷土資料(13)、下佐波村青木

7

久兵衛日記 後掲、第一節表二の出典資料参照 (抄)(三)』一九八二年

## 行政官布告と土山宿の祝祭

明治天皇の誕生日を約一ケ月後にひかえた一八六八年八月二六日、行政官は次の布告を出した。の

御慶福ヲ共ニ被遊候思食ニ候間、於庶民モー同御嘉節ヲ奉祝候様被仰出候事 九月廿二日ハ聖上御誕辰相当ニ付、毎年此辰ヲ以テ群臣ニ酺宴ヲ賜ヒ、天長節御執行ニ相成、天下ノ刑戮被差停候、 偏ニ衆庶

布告を廻達した事例が存在するから、 「庶民一同」は国民と事実上、同義であった。もちろん一八六八年の維新政府には庶民の祝祭を国内全体に実現させるよ 同の 「毎年此辰ヲ以テ」と永続的な効力を持つ法として出されている。また御前の祝宴、「酺宴」が指示される。 「奉祝」の実施を命ずる。 文中の「庶民一同」は法的には国内全体の庶民を指すことが分かる。 当時、 行政官は府藩県全体を統轄しており、後に述べるように府藩県のそれぞれに② つまり布告の そして「庶

うな統合能力はなかったのであって、当年の祝祭の実体は本稿で見るように別個の検討課題である。

る側面を持っていたことはほとんど疑いない。しかし光仁朝の天長節は光仁一代かぎりの祝祭であって、しかも復興とは 断屠」と対応している。 当らない。しいていえば末尾の「以此慶情、 月十三日、是朕生日、 かぎり天長節が挙行されたが、それは中国(唐)の天長節を移入したものであった。「続日本紀」所載の光仁勅に 右の行政官布告の由来は周知のように一応、奈良時代の光仁朝(七七〇―七八一年)の天長節にさかのぼる。 仍名此日為天長節、 維新政府の庶民の祝祭の布告は光仁勅以外のものに由来するのである。 拠るべきものは「続日本紀」の右の簡単な文章が唯一のものであった。また問題となる庶民の祝祭は光仁勅 行政官布告中の「群臣ニ酺宴ヲ賜ヒ」は勅の「内外百官、 <sup>長節、</sup>庶使廻斯功徳、虔奉先慈、以此廢情、普被天下」とある。前掲の行政官布告と光仁勍を比較す善毎至此辰、感廢兼集、冝令諸寺僧尼、毎年是日転経行道、海内諸国、並宜断屠、内外百官、賜酺宴 「毎年此辰ヲ以テ」も勅の「毎至此辰」を意識したものであろう。 普被天下」ぐらいであるが、これを庶民の祝祭の指示と解釈するのは無理 賜酺宴」と、同じく「天下ノ刑戮被差停」は勅 行政官布告が光仁勅を復興 光仁一代に 刺 の一冝 には見

次のように見える。 典す 天長節とは呼称されないが、天皇の誕生日の祝祭は幕末の女官の日記に毎年、 (女官の筆頭)、 中山績子の『中山績子日記』の一八六二(文久二)年六月一四日条に当日の孝明天皇の誕生日の記 記されている。 たとえば幕末の最後の大\*\* 事

御機嫌よく御たん生日ニ付、 御かちん (餅) 御まな (肴)、 正親町大納言 (実光)殿へ下さる、 大すけ (大典侍、 績子本人)

、ふみにて御ものかきしたゝめ、 御引つゝききおんのゑ(祇園会)ニて一こん、御盃まいる、ミな~~すゝし 正親町殿ゟあゆけん上、 夕かた御一こん、 御脈々、 常御所にて一こん、 (生絹) うらはか 御盃大御乳 (天皇の乳

層 孝明天皇の誕生日の祝祭は毎年、 詳細 な記録を持つ大御乳人、 押小路甫子の 祇園会の後祭りと同日に行われていた。祝祭が神事として執行されていたことは、 『押小路甫子日記』 0) 同 日条の冒頭に、

## 一、此御所御誕生日ニ付、内侍所江御鈴まいる……

と内侍所 外廷の紫宸殿で全貴族が参加して行われる。 この事実は朝廷の祭祀のなかの天皇誕生日の位置をよく示しているのであって、 家は天皇誕生日と係わりを持たなかった。 緑の故であって、 宮系や有栖川宮系 に限定されており、 たように天皇誕生日の祝祭は、 (三種の神器の鏡が設置) 前掲の中山の日記に登場した正親町実光 親王の参加者も敏宮、 孝明天皇は閑院宮系 異例なことに天皇の日常の居所、 の鈴の儀が記されていることからも分かる。 和宮らの天皇の兄弟と祐宮 ――の直接の血縁でない親王は参加していない。 また中山と押小路の日記によれば、 -新待賢門院雅子の父 すなわち朝廷の御内儀(奥)に属する常御殿で行われた。 (明治天皇)、 神事ではあったが中山の日記に記されてい 普通、 祝祭の参加者は親王、 寿万宮らの天皇の子供に限られ、 新嘗祭などのフォー がこの時の外戚である。 外戚の公家が参加する 女官と外戚の公家 ルな祭祀は 般 0) 伏見 の公 は Ú

掲げれば、 近世の親王や公家は各々の誕生日を個別に祝う習慣を持っていた。一例だけ幕末に活動した朝彦親王の誕生日 (家中)へ祝酒遣シ候事」と見える。 「朝彦親王日記」 一八六五 (慶応二) 天皇も同様に彼の誕生日を血族の親王、 年正月二八日条に「今日、 当賀延引、 女官や外戚と彼の私的世界である常御殿で 併御誕辰 (朝彦自身の誕生日)ニ 0 事例 を

八六八年九月二〇日 (天皇誕生日の二日前) 付の行政官達は実は天皇誕生日の右のような性格と関連する。

り行っていた訳である

## 同日、大宮御所へ参賀ノ京

た九月二〇日は天皇の東幸出発の当日であった。 ® であった。『大久保利通日記』の一八六八年一一月一八日条は東京城で行われた新嘗祭について次のように記す。 京都の祝宴を中止するという行政官達の趣旨は一見、自然な文筋のようにみえるが、注意すべきことはこの文筋に従って の一一月一八日に挙行された。 天皇東幸中のすべての祭祀が処理された訳ではないことである。たとえば一八六八年の新嘗祭は古例に従って天皇東幸中 の 一御祝のはし」 ---京都へ出された達であるが、天皇の東李のために酺宴を中止し、かわりに祝儀の下賜と参賀を指示している。 |事実上の中止――と表(内廷の表)からの祝儀の下賜の記事を見ることができる。天皇の東幸の故に 周知のように新嘗祭は古来から天皇が親祭するイネの祭りとして天皇の宗教的権威 事実、 押小路の日記の一八六八年九月二二日条には天皇東幸による内廷 右達の出 0

# ……今晩、新嘗会御神事御遙拝被為在相詰候、御庭ゟ御遙拝所ニ而供奉、冥加至極也

方から一九日早朝まで挙行された。同年の新嘗祭は天皇親祭という原則に反しても、京都で執行されたのである。@ 六八年の新嘗祭の ものであった。 おける親祭が天皇の京都還幸の理由のひとつであったのであり、天皇の京都帰着は実に孝明天皇祭の前日であった。 一二月二三日の孝明天皇祭においては 、き天皇がなぜ遙拝にとどまったのかという理由を次のように述べている。 明治天皇の臨席した東京城の新嘗祭は大久保を「冥加至極」と感激させたが、記されているように「御遙拝」にすぎぬ 一八六八年の新嘗祭の神事の本体は京都吉田神社境内に設置されていた神祇官代において前日の一七日暮 「論告書」(一一月一五日布告)は天皇東幸中になぜ 「先帝へ被為対、 御親祭モ相闕ケ御孝道如何哉」と見えるようにこの祭祀の京都に 一御祭ハ於京師」て挙行されるのか、 また本来親祭す 同じく

供奉也、

宿屋油屋藤右衛門:

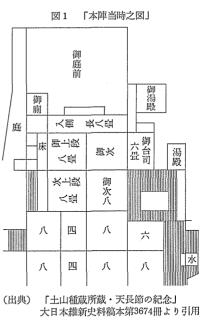
千年 都及山城国中へ当日ヨリ明朝マテ梵鐘・誦経ノ音ヲ禁止シ…… |近ク被為行……諸般 ノ事ハ中世以来他邦 ノ風儀モ立交候ヘトモ神事 ノミハ古代ノ儘ニテ聊モ駁雑無之、 純粋ノ古道

京

祝祭と係わり、 天皇誕生日の祝祭はその私的な性格の故に右のような役割から自由であり、 で祭祀が行われた。 孝明天皇祭、 事の再興をうたった祈年祭も同様である。 という点について見れば 要がある。 で神事を挙行する理由 ノ古道」という神事の正統性を獲得するために、 純粋ノ古道 新嘗祭は応仁の乱の直前に消滅して江戸中期まで二二五年間廃絶し、しかも神事の重要部分は口伝だったのであ 新嘗祭は天皇の伝統的な宗教的権威を保存する役割を担っていたといえよう。この伝統的権威を保存する役割 祈年祭の三つの祭祀はこの時期、 が守られてい 成立期近代の国民統合の動向と関連してゆくのである。 。この三つの祭祀が維新期に庶民と係わることがなかったのは理解できることである。 が があっ 前述のように先帝への孝道を語る孝明天皇祭も、 たのである。 たか否かは疑わしい。 祈年祭は天皇再東幸のわずか九日前に京都で挙行された。 東幸も激動のひとつであり、 天皇の宗教的権威の 一八六八年という激動の年には天皇親祭という形式を犠牲にしても京都 しかし右の 「論告書」に述べられているように、 「伝統」 当時、 を保存、 はじめから祭祀の革新的側面を担 また中世以来廃絶していた年穀豊熟祈念の祭 天皇制も不安定であったことに留意する必 再興する役割をもち、 三千年に近い このように新嘗祭 これにたいして それ 故に京都 වීග 庶民 から、

孝允 八六八年、 東幸御用掛を兼務 天皇側 近の天皇誕生日の祝祭は東幸出発の二日後、 Ö り日記は土山 [宿の祝祭にかんするもっとも良質の史料である。 近江国甲 一賀郡 土山 宿で行わ れ た 東幸に随行した木

在所へ参上、 F (九月) 備公 (池田章政)、 祝言を上申せり、 三月 晴 田中 天気如春、 (不二麿)・中山 御前へ被召出 四字、 行在所に伺候、 (忠能)・大木 御酒を賜ひ、 五字過、 (喬任) 尚竹鞭を拝戴す、 御出莖……三字過、 等と酒肴を拝戴す、 御次におゐて相公 土山 供奉の面々へ御祝酒を玉ふ、今日、 へ御着粒、 (岩倉具視)、 此日御誕辰に付 宇和島 (伊達宗



中

(弁事)と木戸

(参与)の七名らが

酒肴を

「拝戴」した。

相伴された天皇誕生日の酺宴は従来の公家による朝廷の祝祭に重要な転換をもたらしたのである。 記したようにいずれも太政官の官員であった。 相伴した七名は全員か、 (宇和島藩) と池田 もしくはそれに近いメンバーだったと推定される。 (備前藩)、 いうまでもなく、 田中 (尾張藩)、 時 5 あ ち布告の酺宴に他ならない。 室あった。 り、 武家優勢 大木 酒 天皇の行在所になった本陣、 御上段と次上段 看拝戴は次 (肥前藩)、 木戸日記に見えた御次は図のそれと推定される の間 数でみれば五対二― 木戸 (長州藩) の 臣下 -天皇の この酺宴参加者は岩倉と中 また図によれば御次は八畳二室 ・の相伴を指すのであり、 居室 の 土山平重郎宅は図のようで 五 人が武士であっ 0 維新政府の官員に そして御次が二 すな Ш 前 0

二人が公家で、

伊達

であるか

Ĕ,

と庶民への祝儀施与との結合は前例のない お 迄 持ってい 壱人御酒壱合、 、鯣壱枚宛」 という性格 、新儀である。 !のものであり、 天皇誕生日の祝祭はこの意味においても伝統の保存とは異る役割 꾚 Þ 日 の 九月二四日に各家・ 各人に分与された。 天皇誕

天皇誕生日を祝して土山宿の民衆に御酒三石と鯣千五百枚が下賜された。それは「小前末々、

裹屋・

小屋

乳吞子

Ξ

至

知られているように王政復古の直後からラジ カ ルに宮廷改革を唱えた大久保利通 0 「大坂遷都の建 Ĩ 書@ は次のように

を下

「竹鞭」

を与えられた。

般に指揮

榷 5

0) 達

象

木戸

は天皇行在所に赴いて

「祝言」

を述べ、 鞭は一

天皇

か

御

酒

徴である。

そして「御次」で岩倉 池田(岡山藩主、

(輔相)、

中

山

(議定)、

伊

(外国官知事)、

刑法官副知事)、

大木 (参与)、

 $\mathbf{H}$ 

述べていた。

尊奉リテ自ラ分外ニ尊大高貴ナルモノ、様ニ思食サセラレ終ニ上下隔絶……即今、外国ニ於テモ帝王、従者一二ヲ率シテ国中ヲ歩 ……主上ノ在ス所ヲ雲上トイヒ、 万民ヲ撫育スルハ実ニ君道ヲ行フモノト謂ヘシ 公卿方ヲ雲上人ト唱へ、 龍顔ハ拝シ難キモノト思ヒ、 玉体ハ寸地ヲ踏玉ハサルモノト余リニ

以外の明治天皇の個別性は知られえないのである。 時期に獲得していた個別性は唯一、彼の出生日以外にはなかったはずである。とりわけ一般の武士や民衆にとって出生日 そうだとすれば、維新政府の天長節のねらいは実に鋭利なものだったと考えられる。一六歳の「幼帝」の明治天皇がこの 大久保や木戸は「万民」や「人民」の動向に敏感であり、一個の天皇と「万民」や「人民」を結びつけようと努めていた。 るのである。木戸も天皇の東幸について大久保に「御発蟄被為遊候御主意、即日、偏く人民之心にも貫徹」と述べている。 皇像を対置している。大久保の天皇論は「万民」(国民)の統合と関連を持ち、 大久保は従来の「尊大高貴」な天皇にたいして「従者一二ヲ卒シテ国中ヲ歩キ、 表一のように維新政府は以後も天長節を盛大に喧伝するが、 現在の天皇の個別性を引き出そうとして 万民ヲ撫育」する個性的、 能動的な天 その選択

当日は下阪していたが 九月二〇日、天皇の出輦を見送った大久保は日記に「希有之御盛典、 難有不尽紙上」 ーと記す。 九月二二日の天皇誕生日

には十分に理由があったのである。

一、二十二日、何方へも不出、木場、税所、松方等入来

もそも彼は九月七日の日記に「御東幸ニ付木戸より云々申越、 と記すだけである。翌日には東京へ向かう汽船に乗船する。 それは天皇の東京着輦を迎える工作をするためであった。 依衆議西上被仰付」と述べているように、木戸の依頼に ŀ

は木戸と協力することにより、この時、 遷延している東幸の実現工作のために一時、 実現の歩を進めていたのである。 東京から上京していたのである。 しかし当然のことであるが、一八六八年の維新 前述した大久保の天皇制の革 新構想

表1 天皇誕生日の変遷

年 代	記事
1868年	土山宿本陣土山家において有司(岩倉・中山・木戸・大木)らと御前祝宴(酺宴),
	土山の民に清酒 3 石,スルメ 1,500 枚下賜。
1869年	小御所勅任官祝宴――延遼館各国公使・書記館祝宴(英公使パークス祝詞)。
1870年	神祇官神殿祭典——大広間勅任官祝宴——延遼館各国公使書記館祝宴——市民軒頭
	~挑灯。
1871年	神祇官神殿祭典——天長節観兵式——大広間勅任官祝宴——延遼館各国公使·書記
	官祝宴。
1872年	賢所祭典——大広間勅奏任官(400人) 祝宴——天長節観兵式——大広間非役華族
	等(280人) 祝宴——延遼館各国公使祝宴(米公使デ・ロング祝詞)——清酒990樽東
	京市民に下賜。
1873年	賢所祭典——大広間勅任祝琛——天長節観兵式——大広間非役華族等祝宴——延遼
	館各国公使祝宴(勅任官ら35人に天皇・皇后の写真配布)。

出典) 『明治天皇記』1~3, 吉川弘文館, 1969年。

表2 町・村における天皇誕生日の祝祭

	年 代	1868	1869	1870	1871	1872	1873
中井家店日記	東京府,中央区日本橋室町	0	0	0	×	×	0
田中千弥日記	岩鼻県, 秩父郡下吉田村	×	0	×	×	×	0
富沢家御用留日新記	神奈川県,多摩郡連光寺村	×	×	$\bigcirc$			
依田家年中万日記	甲斐府, 山梨郡下井尻村	×	×	×	0	$\bigcirc$	0
青木久兵衛日記	加納藩, 羽島郡下佐波村	0	×	×	0	×	0
三輪田米山目記	松山藩,松山市南久米町	×	0	0	0	×	
中原嘉左右日記	小倉藩, 田川郡香春	0		0			0

- 注) 〇…布告の廻達のあるもの。
  - ◎…町または村の祝祭のあるもの。
  - ×…上記いずれもないもの。

無記入…記載を欠くもの。

所在の府藩県は、ほぼ1868年、住所は適宜記した。

- 出典)① 中井家店日記,国立史料館蔵播磨屋中井両替店記録。
  - ② 田中千弥日記, 大村進・小林弌郎・小池信一共編『田中千弥日記』埼玉新聞社出版局, 1977年, 田中は神官。
  - ③ 富沢家御用留日新記,国立史料館蔵富沢家文書。
  - ④ 依田家年中万日記,国立史料館蔵依田家文書。
  - ⑤ 青木久兵衛日記, 岐阜大学教育学部『郷土資料』11~13, 同学部, 1980~82年。
  - ⑤ 三輪田米山日記,『松山市史料集第8巻近世編7』松山市,1984年,浅海泰之氏稿,三輪田は神官。
  - ⑦ 中原嘉左右日記,秀村選三監修・米津三郎校注『中原嘉左右日記』 $1\sim3$  巻, $1970\sim71$ 年。

についてしか実現しなかった。以下、一八六八年の各地の天皇誕生日の祝祭の実際を検討しよう。 政府はこのような革新をただちに実現する力量を持たなかった。表二に示されるように庶民の奉祝も一八六八年には一部 それは天皇制による国

はじめにの注④参照

民統合のはらむ問題の一端を明らかにすると思う。

- 行政官の権限に「督国内事務」がある。 前掲『法令全書』一四
- 前掲書のほか、池田温「天長節管見」(青木和夫先生還暦記念会編『日 本古代の政治と文化』一九八七年、吉川弘文館)など。 『新訂增補国史大系』第二巻、四二三頁。天長節について、 、村上、
- 4 『中山績子日記』(日本史籍協会叢書)四三一一二頁
- 6 『押小路甫子日記』(同右)二、一二四頁。
- 下橋敬長述『幕末の宮廷』東洋文庫、四四―七頁など
- ⑤の日記参照
- ているが、全一七条の詳しい同日の記載で天皇誕生日に触れていない 照。一例を掲げれば、『朝彦親王日記』の一八六五(慶応一)年六月 (同日記一、三〇七一八頁)。 四日条は、「一、如例歳祇園祭礼、 無異珍重々々」 と祇園会を記し 日本史籍協会叢書の『嵯峨実愛日記』や『朝彦親王日記』などを参

21)

『大久保利通文書』二、一九一—五頁

20

- 9 東京にいた東久世通禧の事例、「予誕日ニ付、家来へ酒造、 代・現代(5)』一〇四〇頁。 「慶応四戊辰年日録」一一月二四日条、『神奈川県史、 資料編15、近 同日記一、一二一頁。また、一八六八年、議定兼外国官判事として 一同大酔
- (10) 前掲『法令全書』三〇一頁

- 『明治天皇紀』一、八三八頁
- 『押小路甫子日記』三、五三〇頁
- 『大久保利通日記』(日本史籍協会叢書)一、四九三頁
- 『明治天皇紀』一、八九七頁。
- 同右、九〇八頁。三条実美書翰

(15) 14) (13) (12) (1)

16 はじめに、注⑤参照。

17

一八〇頁、一八四―七頁、一九八七年など参照

現代の新嘗祭も秘儀(ロ伝)である。髙橋紘『象徴天皇』岩波新書

- (18) 『法令全誓』明治二年、八九、九二頁。『明治天皇紀』二、五八頁
- 『木戸孝允日記』(日本史籍協会叢書)一、一〇三―四頁
- 大学史料編纂所蔵)。 「天長節の紀念」(「大日本維新史料稿本」第三六七四冊所収、東京
- らの「民ノ父母」という天皇統治論について、羽賀祥二「明治神祇官 制の成立と国家祭祀の再編(下)」、『人文学報』五一号、一九八二年 『木戸孝允文書』三、一三四頁、八月二八日付書翰。また、大久保
- 『大久保利通日記』一、四八四頁

23

- 同右。
- 25 同右、四八二頁

#### 京 都 府 の祝 祭

九月二〇日付の行政官達が京都の群臣の酺宴を中止したことは前述のごとくであって、 九月一八日の行政官達は、 同達はかわりに御祝儀の下賜と

来二十一日、休日ニテ無之、二十二日休日之事

御所への参賀を指示した。この前、

但、以後、一・六ノ日休日ノ事

は祝儀の下賜、参賀と休日が指示された。

月二一日が本来の休日となるのを取り止め、 と指令している。 これは、この年正月二一日発令の三職議事規則の第二条で「一・六ノ日休」と規定され、② かわりに翌二二日の天皇誕生日を休日としたものである。このように京都 したがって九

奉していた。「御役所日記」 九月二二日条に次のように記されている。 に参画したために公武合体派公家として王政復古後、 貴族に属する。 当主、久世通凞は一八五八(安政五)年三月に条約勅許に反対する八八卿列参に加わったが、のち和宮降嫁 一時、 謹慎を命じられ、その後、 許されて権弁事に任じ、東幸に供

京都の公家の祝祭の一例を久世家の「御役所日記」について見よう。久世家は羽林家、二〇〇石の公家であって、

中級

御参賀、卯半刻過御與御供如常

若殿様(久世通章)御名代、梅溪宰相中将様エ御頼之事 右は今上御誕辰ニ付、大宮御所エも御参、巳刻御退出之事

今日御誕辰ニ付、 御祝被下候付、 鮑 大根 御家中物話麻上

しやこ

今日休日也、

但、

参賀、今日御誕辰也、

一同ニ御祝酒ヲ給フ、

但シ、

就御東幸中以代金賜之……

中ミそ 焼豆腐

さいそ み

御祝膳 | 鉢肴鯛

作身

御上御下り被下

格別之訳ニて御祝冝被下候車 大根 ぼうだら 右今年ハ初

吸物

たい ぼら

賜はこの他、 を行うのは近世の公家の慣例であるが、 の註記から分かる。 右の日記から通凞の子、 久世家の天皇誕生日の家中祝事は以後、 通章が参賀したこと、 天皇誕生日の祝事がこの年に始まったことも、「今年へ初て之御儀」という上欄 家中の祝事を行ったことを確かめることができる。 同家の恒例行事となっている。京都の公家の参賀と祝儀の下 などでも確認できる。 山本実政は八月から行政官権弁 祝祭日に家中の祝事

事に就いて、 当時、在京していたが、日記の九月二二日条に、

とあり、 の各官にも広く配布されたらしい。 鉱山司一一人、 休日も記されている。 営繕司八人、 さらに太政官会計官の「会計日誌」九月二二日条に御祝儀金が商法司二六人(六人東幸供奉 貨幣司三〇人、会計官一一人、 このように天皇誕生日の祝祭は京都の公家一統と太政官の官員の行事として執行され 計八六人に支給されたと見える。 祝儀金は太政官政府

た。その内容は祝儀下賜と参賀、

休日であった。

ここで京都の庶民の祝祭について見ておこう。 京都府は山城国全域に次の布告 (町触)を出した(ふりがなは原文)。

出可申候、尤当年ハ未タ奥州辺戦争ら有之、全く天下御平定ニも不相成事ニ付、 毎年九月廿二日聖上御誕辰ニ付て、天下庶民御嘉節を奉祝候様被仰出候、 就而者戸々職業を休み相応御祝ひ仕り、 騒々敷脈合致間敷事 夜中軒提燈差

差向家業ニ寄り強而相休不申とも不苦候事

右之通、山城国中江令布告候条、可相心得者也

本文挑燈之義、 在来之分相用ひ、 新規ニ取拵候義ハ不相成旨御沙汰ニ候事

事にたいする消極姿勢を露骨に示していると思う。同府の翌六九年の庶民にたいする布告は次の通りである。 で「奥州辺戦争」を理由にして「騒々敷脈合致間敷」と強い制限を設けている。 実上、否定し、提灯を軒に掲げるように指示しながら新調を禁止し、祝祭を「相応御祝ひ」するように言う一方で本文中 不可解な点があるのである。庶民の「戸々職業を休み」を命じながら但し書きで「強而相休不申とも不苦」と、これを事 (一八日) より二日早い。布告が前述の八月二六日行政官布告の「於庶民モ一同御嘉節を奉祝候様」をうけて出されたこと 意味は布告の行政官達より早いこと以外に、布告自体に見られる矛盾にもある。京都府布告を注意して読むと内容にやゝ は明らかであり、 右の布告は「戸々職業を休み相応御祝ひ」と、 しかも山城国中へ発令された。 京都府は行政官布告をうけて庶民の祝祭の内容を独自に具体化したと考えてよいと思う。独自にという 末尾から一六日に布告の出たことがわかるが、 休日と祝祭を指示しており-総じて京都府布告は同府の庶民の祝祭行 近世には同種の布告のないことは前 それは前述した行政官の休日の達 述

ヲ差出可申候、尤右ニ事寄セ乱隋粗暴之振舞無之様、 昨年御布令在之通、 毎年九月廿二日聖上御誕辰ニ付、 和楽相脈可申候 天下庶民御嘉節ヲ奉祝、戸々家業ヲ相休ミ、相応御祝ひ仕リ、 夜中軒挑燈

60

表3 遺藤家の1868年9月の行事

200 / 1000						
日付	名 称	内 容				
1日	朔日祝ひ	神供,家中午飯,2月1日通り。				
8日	節句前祝ひ	神供,夜見せへ酒出ス。				
9日	重陽節句	午祝膳,昼飯後見せへ酒をいだす。				
12日	豆名月前日	豆むしり置。				
13日	豆名月	くれ早々家内おや豆いわふ,同店へ酒出ス。				
23日	石田先生御祥忌	<b>贸舎参詣,祭礼。</b>				
24日	同上	昨日の通祭礼。				
晦日	晦日祝ひ	正月晦日の通り。				

出典)

「右ニ事寄セ乱随粗暴之振舞無之様」 の布告は前年のも 但 差向キ家業ニ寄、 山城国中、 のとほぼ同文、 社寺共無洩相達もの也 強 一相休ミ不申とも不苦事 もしくは同趣旨とい

辺 は

(争も有之)

と戦乱によって根拠付けられていたのであるが、 遠藤家「諸行事記」京都市歴史資料館所藏写真版。 は京都 学に尽力していた。 られるが、 盾した内容もあわせ考えて布告が出されただけに終ったと推定しておきたい。 藤家以外の事例を見い出さない 月には表三のごとく朔日祝、 商 が 相 なる名目にすぎないことを明らかにしているのである。 などを詳細に ともう少し具体的に強く表現されている。 の遠藤家、 実際に行わ 賑 右のように京都府の庶民の祝祭にたいする消極姿勢が明白である時に、 河申 府の庶民の祝祭にたいする消極姿勢の要点を「騒々敷賑合致間敷」(一八六八年) = 事 天皇誕生日の記載はない。 と「和楽」という言葉をとくにあげているのも注目される。 寄 記録した 屋号平野屋に一八六八年の一年間 れたか否か疑問であろう。 セ乱隋粗暴之振舞無之様」 梅岩の忌日は表のように天皇誕生日の翌日である。 ってよい 「諸行事記」一 六九年の布告は戦乱が制限の真の原因ではないこと、 重陽節句、 が、 が、 前年 京都府では右に述べたような布告の消極姿勢、 冊が残されている。 石田先生は石田梅岩のことで、 三条通烏丸東入梅忠町 豆名月、 Ò (一八六九年) 「騒々敷賑合致間敷」 前年の布告ではこの の祭日、 石田先生御祥忌、 に 忌日の神事、 同時に六九年の布告が あると判断した。 「諧行事記」 (現在、 制限は という祝祭の 晦日祝の五例 遠藤家は石門 料理および行 中京区) によれば、 今のところ遠 「未タ奥州 庶民の この 本稿 制 0) 视 かず 具 限

矛 で

心 見 九 事 服

な

F

. 府の消極姿勢が現われる理由について他地域の事例を検討してから述べることに

- ① 『法令全書』明治元年、二九八—九頁
- 同右、二一頁。
- ③ 京都久世家文書、国立史料館所蔵
- の『差飛実受日記』(日本史等の『落末の宮廷』八二―三頁)
- ⑤ 『嵯峨実愛日記』(日本史籍協会叢書)二、三六三―四頁。
- ⑥⑦⑧ 大日本維新史料稿本、第三六七四冊。

- 省略した。大日本維新史科稿本、第三六二一冊にもある。上良組衣棚町触留(衣本)。諸本との異同は微細である。異同表記は⑨ 京都町触研究会『京都町触集成』一三巻、二五〇頁。底本は、下京
- 同右、三五六頁。底本は衣本。同じく異同表記省略
- ⑪ 遠藤家文書写真版、京都市歷史資料館所蔵。
- 『史料京都の歴史9、中京区』中京区関係文書目録・解説九八頁

## 三 東京府の祝祭

天長節前日の九月二一日、東京の大総督府参謀は、

明二十二日、今上帝御誕辰ニ付、在府之諸兵へ御祝酒下賜候事

月二二日条にも、 と在府の兵士への祝酒の下賜を指示している。 親征大総督で鎮将府総督を兼ねていた有栖川親王の① 『熾仁親王日記』、九

一、皇上御誕辰日ニ付、議事休日、下参謀以下諸藩在府之兵士迄酒肴遣之事

日」の御酒料の下賜を記したあと 見ることはできない。唯一の祝宴の事例は丹波の農兵隊の山国隊のものである。 料若干が配布された。このように、休日や祝儀の下賜は、 国事史料』などによって確めることができる。祝酒は代金で下賜され、大総督府の場合、兵士一人に酒二合分の代金と肴③ と見える。やはり兵士への祝酒下賜があり、大総督府の議事所(五月一日設置)が休日になった。 大総督府全体として確認されるが、陣営や官府における祝宴を 同隊の『征東日誌』は「今上皇帝御誕 右の祝酒下賜は 『肥後藩

一、隊中奥州無事帰陣セルト併セテ祝宴ヲ開ク

から後者に比重があったと考えることは理由のあることであろう。 皇帝御誕日」と「隊中奥州無事帰陣」といずれにあったのかは明らかではない。 と記載している。今のところこれが確認できる唯一の祝宴である。ただし丹波山国隊の祝宴の場合、祝いの比重が「今上の 大総督府の他の陣営に祝宴を見ないこと

入っていた。そして実は一奇兵隊士の『戊辰戦争従軍記』九月二二日条が、⑤ ちなみに同じ大総督府管轄下の東北戦線にある兵隊についてみれば、たとえば長州藩奇兵隊は当時、 会津城下に本陣

が

在陣同、斥侯として半隊宛城下へ出す、降参旗を城内へたて謹慎の事……

記であるが、一三名の負傷兵人名を記すだけである――翌日に戦勝の記がある――。と記すように、一八六八年の天皇誕生日は会津降伏の当日であった。九月二二日の おり、天皇誕生日をみることはできない。 九月二二日の『奇兵隊日記』は、 東北前線の官軍は戦勝で沸き返って 奇兵隊の公的な日

東京府の庶民の祝祭についてみておこう。九月に東京府は次のような布告を出した。の

組々世話掛

名主共

九月廿二日、天皇御誕辰ニ付、毎歳群臣ニ酺宴ヲ賜リ、天下ノ刑戮ヲ被停、 庶民ト御慶福ヲ共ニ被遊候思召ノ旨、 被仰出候ニ付

右ノ趣組々弁番外迄早々可申通 同日ハ工商共其業ヲ相休、御嘉節ヲ奉祝候様可致旨、名主共支配限不洩様可申聞

辰九月

告のひき写しであって、独自性といえるものは かりやすい布告になっているが、もともとの八月二六日の行政官布告と対照してみると、東京府布告はほとんど行政官布 この東京府の布告は前引の京都府の布告とくらべて休日や祝祭についての制限はみられない。したがってその分だけ分 「同日ハ工商共其業ヲ相休」の部分に限定されることが判明する。 右のよ

(375)

うな東京府布告に庶民の祝祭実現への積極姿勢が、 京都府布告と異って、 在るといえるであろうか。 事実を検討しておく

必要がある。

る。 達金の返済を求める連名の願書を越前藩江戸屋敷守り、木下十之介まで持参したことを詳細に記すだけである。 新右門、 が 中井家の年々の「店日記」には店内外の諸事が詳細に記されており、その九月二〇日条には右の東京府の天皇誕生日布告 たが、中井家の天皇誕生日休業の初見は西暦改暦が行われた一八七三 (明治六) 年一一月三日であって、すなわち、 家は天皇誕生日の九月二二日に東京府の 「工商共其業ヲ相休」 という指示にもかかわらず、 休店しなかったことが分か 日記は、 東京府の 「町御触」として留められている。 東京府金吹町 右の「店日記」に登場した他の商家も休業しなかったのであろう。東京府はその後も天皇誕生日の休業を毎年布告し 倉又右衛門、 他の箇所では、 「酒造其外諸上納金包改方会計所御用達」と「商法司兼商社頭取」に任命され、 (現在の中央区日本橋室町)で一七一四 橋本清左衛門、 店の休日を「休日」(一○月二○日など)や「休業」(一二月二日など)と明記している。 鹿嶋利右衛門、三井清左衛門の五軒の越前藩の「銀主中間」が、 しかし同日記の九月二二日条には天皇誕生日は見当らない。 (正徳四) 年以来、 両替商を営む播磨屋中井家は一八六八年九月に、 新政府との連携を強化していた。 同日記の同日条は中井 同集会の上、 両替商中井 しかも 調 同

一、コニサ、今日、見世目木申癸軒

一、天長節会御当日ニ付、昨二日ゟ国旗弐流差出、夜分惣朱長提灯弐挺差出申侯

一、右ニ付、今日ハ見世相休申候事

三日(上巳の節句)の条に次のようにみえる。 と記されている。 この改暦に際して周知のように政府は五節句の廃止を同時に布告した。 たとえば 「店日記」 の同年三月

下方無之事 一、上巳之御祝義・御礼式、 御廃止相成候二付、 内和礼等も同様相止メ、見セ平日之通、(翰力) 節句料理も無之、草菜・白酒・煮染も被

中井家が早々に五節句の店休業を取り止めているのは注目目すべきことである(後述)。

と推測されるが、翌年に廃止されたこと以外は分からない。 囚人にも食用として金銭が与えられた。この囚人への下賜金は八月二六日行政官布告の「天下ノ刑戮被差停」と関係する 八六八年の東京府布告の一面を語っていると思われる。 、御祝儀金三百疋ツ、被下、囚人共へ為食用金子下賜」と記している。官員への御祝儀金下賜が東京府の官員にも及び、匈 八六九年九月、東京府は弁官への伺書のなかで一八六八年の天長節にふれて「昨辰年御誕辰ノ日、 同伺書のなかで東京府が続けて次のように述べているのは、 御府役々上掛ノ者

……市中へハ、如別紙(前掲布告)申達候までニテ、被下物等ハ無之候……

すぎない東京府布告は単に布告されただけ(「申達候までニテ」)であったと思われる。 に、庶民の祝祭に消極的であった。 市民にたいする祝儀などの配布はなく――囚人への下賜はあった――、八月二六日の行政官布告のほとんど引き写しに このように東京府も、 京都府と同様

- ① 『法令全書』明治元年、三〇三頁。
- ② 『熾仁親王日記』(日本史籍協会叢書)一、一三〇頁。
- ③ 『改訂肥後藩国事史料』九、二三八一九頁
- 武廣武雄『戊辰戦争従軍日記』、一八四頁。 藤野斎『征東日誌――丹波山国農兵隊日誌』一七五頁。

『奇兵隊日記』三、三七八一九頁

6

- 公文録、東京府ノ部、国立公文書館所蔵。
- 播磨屋中井両替店文書、「改六拾七番日記」、国立史料館所蔵

® 7

同右、「改七拾弐番日記」

(9)

明治二年、東京府伺、公文録、東京府ノ部。

## 横浜、神奈川府の祝祭

70

艦の司令官と横浜イギリス陸軍頭取に通達したという返答書翰で、 神奈川砲台において二一発の祝砲を行う旨、通告した。一方、九月一六日、 九月一四日、 外国官副知事で神奈川府知事を兼務していた東久世通禧は各国公使に「今帝陛下降誕日」の二二日一一時、 イギリス公使パークスは右の旨をイギリス軍

(イギリス陸海軍司令官が)此佳辰ニ当リ、万国帝王ヲ祝スル通例ノ礼儀施行スヘキ旨申来侯、依テ委細閣下ト共ニ相談スルヲ要

可成丈早々得御面接度存候

いる。東久世の日記の翌一七日と一九日の条に、③ と「万国帝王ヲ祝スル通例ノ礼儀」、欧米に通例の国主の誕生日祝祭を提案し、 早急に会談したいと東久世に申し入れて

西城東京府等へ出仕、二字、英士官 デットホルト 来、於中井宅面接食事、 明日、横浜帰港事申来

三条横浜行之事相決ス、東京府ニ止宿

十九日、陰、十字、裁判処出席

英公使館行

江戸開市日限事、一、中井之事、 一、税官之事

一、御誕辰、三条来港之事 一、遊歩之事、一鑑札之事

一、英女王より進物大刀之事

一、廿八日ニ西班牙条約調印之事

判所の祝宴に招待した。二一日、三条は東久世や長岡護美らとともに汽船に乗って横浜に到着する。 日本側当局はパークス提案の翌日にこれに迅速に対応したのである。同一九日に東久世は議定に昇進し、() れ神奈川県知事と外国判事に就任した寺島陶蔵 での挙行のために決定されたことが分かる。決定は、アダムズ、ミットフォードという公使館書記との会談でなされた。 と記されている。一九日条に「御誕辰、三条来港之事」とあるから、一七日条の「三条横浜行之事」も天皇誕生日の横浜 (宗則)と井関斉右衛門(盛艮)は各国外交官を六時半から開かれる横浜裁 かわってそれぞ

九月二二日、天皇誕生日当日の東久世の日記の記載は次のようになってい

1

天皇宸誕日、 十字、 三条、 長岡、 万里小路、 於埋地、 英陸軍調練、 騎馬にて見物、 英公使館行、 昼食事、 西班牙条約案来

夜分点灯、市街輝々、祝砲廿一発

してい 館行、 と述べてその不当を強く批判していた。井上清らがノ属国ヲ除クノ外、兵隊ヲ備ヘテ交際スルヲ聞ス」 も知られているように一八六九年四月、 見える によって承認され、 兵が練兵を行ってい り込みの水兵を除いて、 生日の祝祭に相違ない。 横浜で天皇誕生日の祝祭がたしかに行われたことが分かる。 昼食事」という記事は天皇誕生日の祝祭と何らかの関連を持つのであろうか。 一西班牙 記事中の (スペイン) 条約案来ル」は祝祭と関係ない。 ぃ た<sub>®</sub> 一八六四 (元治元) 年四月にイギリ 「埋地」とは一八六六年一〇月の横浜大火で移転した港崎遊廓の跡地周辺であり、 英仏両国にたいする横浜居留地防衛のための駐兵権は一八六三 (文久三) 年の若年寄 イギリス陸軍部隊七○○名前後とフランス海兵隊三○○名前後が山手の英仏両国陣営に常時駐 前半の午前一〇時からの 維新政府の外国官は「外国官問題十七条」を提出し、「万国ノ公法ニ依 「三条、 (第一一条)、 ハスの 長岡、 Ö .わゆる赤隊とフランスの青隊が派遣されてきた。 しかし末尾の 右の記事は短文であるが、 「今ヤ外国ョ 万里小路、 「夜分点灯、 リ我国内ノ可否ヲ制スル 於埋地、 英陸軍調練、 知られているように横浜には軍艦 市街輝 注目すべき部分もある。 A. 騎馬にて見物、 祝砲廿 = 至ル」 この 埋立 酒 ル時 [井忠毗] て例外的 そしてこれ 地で は天皇証 後半に 八自己 英公使 書翰 `両国 屯

ものである。 はすまない .のであり、 1 ーギリ 、ス陸軍駐屯兵の日本政府高官による 問題をはらむ行動なのである。 井上清らが強調したようにこのような外国軍隊駐留は近代国家にとっ イギリス公使館書記ア 一見物」 は、 右のような外国 ĺ ・ネス ŀ . +)-軍 隊 ŀ ・ウの 0 、駐兵権の問 『一外交官の見た明 題と関連 せずに

一月六日 (訳注、 明治元年九月二十二日) は天皇の誕生日にあたるので、 祝賀の盛儀が取り行なわれた。 横浜では第十連隊第

第三三章に日本政府高官の

「見物」

が

次のように記されて

皇礼砲を発射し、一同は湾を見おろす私の二階の縁側からそれをながめた。

はすぐに自分のを腰におび、金レースの帽子をかぶって、気取りながら歩いて見せたが、中井自身の得意さはもとより、一座の人 供し、また、あの三月二十三日の勇敢な行為によってイギリスから後藤と中井へ贈られてきた名誉の剣の伝達が行なわれた。中井 三条のほかに、長岡良之助、万里小路(訳注、大総督府参謀、万里小路通房)などもいた。公使の居館でこれらの人々に昼食を

は大いにはしゃいでいた (ルビおよびカッコは原訳文―井上)。 つけて、黒漆塗の紙帽子をかぶっていた三条と東久世は、競馬場ゆきを辞退した。私は万里小路と長岡と馬で行ったが、この二人 ちょうど横浜の競馬の二日目にあたったので、一同そろって競馬場へ繰りだそうじゃないか、ということになった。白の前垂を

一時に予定されていた――が昼前に行われたことも分かる。そしてサトウが明記するように日本政府高官によるイギリス イギリス陸軍で調練を行ったのは第一○連隊第二大隊であった。神奈川砲台と各国軍艦の祝砲 前述のように午前

陸軍駐屯兵の「見物」は天皇誕生日の公式行事たる「観兵式」に他ならなかった。

における協議事項として載っていることから分かる。 かじめ予定された行事であったことは、前引の東久世の日記、 派志士二名に襲撃された。パークスの一行とともに進んでいた後藤と中井は抜刀して犯人と闘い、一名を斬り倒し、 ス公使パークス襲撃事件の際の後藤と中井の活躍を指している。天皇に謁見するために御所へ向っていたパークスは攘夷 一名を捕繩し、バークスから高く評価されたのであった。この天皇誕生日当日の「名誉の剣の伝達式」が日英両国のあら 後藤(象二郎)と中井(弘)の「あの三月二十三日の勇敢な行為」とは、この年、陰暦二月三○日に京都で起きたイギリ 九月一九日条に「英女王より進物大刀之事」が英国公使館

『伯爵後藤象二郎』はイギリス女王から贈られた剣の写真を掲げているが、「十月に剣を賜はる」と説明しており、 東久世の日記とサトウの著書から判明する祝祭への日本側出席者は三条、 東久世、 長岡、 万里小路、 中井である―― 大坂

かゞ

同

.時に右のような強い協調路線が貫いている点を押えておか

ねばならな

状も発送された。

総じてパ

l

ク

、スやイギリス書記官の提議が先行したと思われる。

4)-

ŀ

ウ

0)

記述にあるように

1

ク の

ス

が 待

同日、

日本側

主催

0)

祝宴

招

東久世会談や一九日のイギリス公使館での協議によって祝祭行事の大枠が決まり、

府 族自立の見地 る過度の協調に他ならないと思う。 国王誕生日のような公式行事の際に駐屯している外国軍隊の観兵式にことさらに出席したとすれば、 12 割を担っていた。 東以東政務御委任」 議定兼軍務 国是も同じし 外交を規制するところがたしかにあったであろう。 を証明してい 知事であっ 東日本を管轄する鎮将府の首脳が列席したことが注意される。 官 뼯 た後藤は伝達式には参加しなかっ から激しく批判したのであるが、 る。 即知事、 |は、 一〇月の天皇の東京着と同時に以後、 を沙汰されていた。 天皇誕生日の当日は会津開城、 万里小路は鎮将府弁事兼大総督府参謀 実体としては必ずしも過大評価できないのである。 維新政府の外国官は翌六九年には前述の 「御委任」とは天皇からの委任の意であって、 っ た**®** そこに現われた強固に民族主義的なたてまえ , すなわち東北戦争の終了の日であった。 しかしそのことに配慮したとしても、 当時、 「万機宸断」という理由をもって三条が鎮将を辞任したことが 三条は右大臣兼輔相と関八州鎮将、 中井は神奈川府判事 頂点にいた三条は七月の鎮将府設置と同時 維新政府に民族的な方向があることは否定でき 「外国官問題十七条」で外国軍隊の駐屯を民 ――である。 東日本における天皇 国主、 内戦中という状況は維新 維新 または国主の代理人が、 横浜の祝宴に、 東久世は議定、 それは外国 政 府 0 の代理 万国 にたた 一人の 長岡 13 東京に 政府 一関 そ は す

あっ が そもそもイ はあらゆ 可逆 王を祝 節 鍵 る E 0 ス ル ・ギリ 機会をとらえて維新政府を開明路線に拘束する努力をおこたらなかった。 一確定したと承認するのは一八六九年のエ ひとつがこのパークス書翰にあることは明瞭だと思う。 涌 例 、ス陸軍駐屯兵観兵式などという行事はどこから生まれてきたのであろうか。 ノ礼義」 を提起し、 東久世と早急に会談したいと申し入れたのは ジンバラ公来日の 知られているようにパ 連の行事の終了後であ パ 1 一七日のア 7 1 ス ク の一六日付東久世 前述したように最初に Ź 5 ダ が た® 維 厶 そ 新 ス 政 れ 府 Ξ 以 前 0) 開 宛 ŀ パ 玉 フ 政策 I オ 万 ク 1

三条ら高官を観兵式に招待したのである。 あるいは競馬場で「大いにはしやいだ」万里小路や長岡、 垂と黒漆塗の紙帽子をつけて観兵式に出た三条と東久世、 そして維新政府ないし鎮将府首脳もそれを進んで受け容れたのである。 これらの政府高官の姿がそれを証明していると思う。 金レースの帽子をかぶって気取って歩き一同を楽しませた中井、 白 1の前

からも明白であった。 府がそれを容認し、 目指して、 横浜における天皇誕生日は右のようにむしろイギリス側のリーダーシップによって「万国帝王ヲ祝スル通例ノ礼儀」を 結果的にはある植民地的様相を含みながら 重要視もしたのは、三条という東日本における天皇主権の代行者が横浜に赴いて祝祭に参加したこと ――従属的にと表現することも可能であろう 展開した。 日本政

条に次のように記されている。 :奈川県の庶民の祝祭について、 同県生麦村 (現在、横浜市鶴見区) の名主、 関ロ東右衛門の『関ロ日記』の九月二一日

処……組頭八郎右衛門出勤いたし候処、明廿二日、皇御誕生就御祝儀、村々名主へ御酒料として金百疋宛、於御裁判所ニ被下置候 包紙上書 昨日、 横浜町会所を御沙汰ニ付、 村々名主名前可書上様ニ付、当村名主東右衛門・治郎右衛門書上候由、今日、名主御呼出之

御酒代 生麦村

名主東右衛門

けでも一万一、三二〇石余と決して小さくはない。 が一○里四方を実効的に支配していたか否か検討の余地があるが、 月に鎮将府から 神奈川県は天皇誕生日の前日に各村の名主を横浜裁判所に呼び集めて「御酒料」を配布した。 「神奈川十里四方、 於其府可有支配事」と達せられ、 当初、 広大な領域を抱えていた。 行政事務を引き継いだ旧神奈川奉行の支配地だ この時期の神奈川県 神奈川県の管轄範囲は八 (府

その後、一八七〇(明治三)年に神奈川県は次のような達を出した。

間、十七日は組合村々ニ而惣代壱弐人、廿二日は神酒被下候間、一村壱人つゝ惣代として参詣可致候 当月(九月)十七日、於伊勢山神宮御神事修行有之処、同廿二日主上御誕辰ニ付、廿一日ゟ同所ニおゐて御祭礼・奏楽有之候

但、一日路ニ不相成場所丼格別小村は本文両日之内一日、又は代参ニ而罷出候共不苦候

神酒配布へと発展するのである。一八七〇年の名主招集の範囲が広大な神奈川県全域に及んだことは但し書の「一日路ニ 名主招集、神酒被下という一八六八年の神奈川県の方式は、右のように一八七〇年には伊勢山皇大神宮神事、名主招集、

不相成場所」から分かる。

① 神奈川県立図書館編『神奈川県史料 第六巻 外務部一』七九頁

i a

③ 『百官履歴』(日本史籍協会叢書)二、二三二頁。 議定の正式受諾一○三六頁。 「慶応四戊辰年日録」『神奈川県史、資料編15、近代・現代(5)』

稿ではおおむね神奈川県と記した。

③ 『神奈川県史科 第六巻 外務部一』八〇頁。『百官履歴』一、九は一〇月一七日。

⑥ 注③に同じ

同右。

⑧ 『横浜市史稿』風俗編、一三六頁―七。

⑩ 『続通信全覧』類輯之部二一、二九四、三七六頁。石井孝『増訂明 『続通信全覧』類輯之部二一、二九四、三七六頁。石井孝『増訂明 一九七二年。

◎ 「公議所日誌」第九、朝倉治彦『太政官日誌』別巻四、二○八一二

)アーネスト・サトウ、坂田精一訳『一外交官の見た明治維新』岩波 一九六六)、岸甫一「維新期の横浜駐屯イギリス軍隊撤隊問題」(『日本現代史 一九六六)、岸甫一「維新期の横浜駐屯イギリス軍隊撤隊問題」(『日 一九六六)、岸甫一「維新期の横浜駐屯イギリス軍隊撤隊問題」(『日 一九六六)、岸甫一「維新期の横浜駐屯イギリス軍隊撤隊問題」(『日 一九六六)、岸甫一「維新期の横浜駐屯イギリス軍隊撤隊問題」(『日 一九六六)、岸甫一「維新期の横浜駐屯イギリス軍隊撤隊問題」(『日 一九六六)、岸甫一「維新期の横浜駐屯イギリス軍隊撤隊問題」(『日 本歴史』三七七号、一九七七年)、永井秀夫「維新期の対外問題」(『日 本歴史』三七七号、一九七七年)、永井秀夫「維新期の対外問題」(『日 本歴史』三七七号、一九七七年)、永井秀夫「維新期の対外問題」(『日本現代史 一九六六)、岸甫一「維新期の横浜駐屯イギリス軍隊撤隊問題」(『日本現代史 一九六六)、岸前『日本現代史

文庫、下、二一九頁。

13

同右書、一八三一五頁など。

⑩ 『百官履歴』一、三七六頁。同書二、二七五一六頁。⑭ 大町桂月『伯爵後藤象二郎』三五八—九頁、一九一四年、冨山房。

- ⑩⑪ 同右、一、二二頁
- ⑩ 岡義武、前掲書、一三二一三頁
- ⑩ 横浜市教育委員会編『関口日記』第一六卷、三五六頁
- ◎⑩ 『神奈川県史、通史編4、近代・現代(1)』六一-二頁:
- 「御用留」、横浜開港資料館所蔵写真版。 「御用留」、横浜開港資料館所蔵写真版。
- 一八七〇年創建。同年一二月に県内宗社指定。『横浜市史稿』神社・

23

教会編、四六一七頁。

## 五 長崎府の祝祭

誕生日の祝祭について次のように記す。 「崎陽雑報」は一八六八年八月に創刊された日本最初の地方新聞として知られている。同紙第三号は長崎における天皇

#### 九月廿二日

外各船ヲ粧ヒ、檣頭高ク御国旗ヲ掲ゲ、同数廿一発ヅツ奉祝候事 御宸誕ニ付、平明、御国旗ヲ上ゲ、御揚台ニ於テ大砲廿一発御祝放有之、随テ碇泊ノ諸藩、イギリス、オロシヤ、 アメリカ、

其

テ、惟声鼓動、実ニ耳目ヲ驚カセリ…… リ踊子ヲソロへ、 皇太神宮ヲ始、 氏神其外諸社並ビニ督府へ差出シ、 右ニ付、府公ヨリ各国「コンシユル」及御屋教師等ヲ福済寺ニ御招キ、御祝酒下サレ、観宴夜半ニ及べリ。同日、府下ノ数町ヨ 市郷及ビ近国ノ老幼男女街頭ニ群集シ、 児童東西ニ奔走シ

記事の大体である。「崎陽雑報」はなかば官報的な性格を持っており、② とくに確認する史料はない。福済寺で外国領事や御雇教師を招いて開催されたという祝宴も直接これを証明する史料を知 数町から皇太神宮、氏神など諸社、督府へ踊子が廻り、市内や近国から人々が群集し、盛大な祝祭が行われたと、 らないが、長崎府判事、 早朝に国旗を掲げ、 祝砲を放ち、各国領事や御雇教師らを福済寺へ招いた祝宴が行われて夜半に及んだ。 佐々木高行の『保古飛呂以』の左の記事がやゝ参考になる。 事実を確かめておく必要があろう。 同日、 国旗や祝砲を 以上が 府下の

九月廿二日、休日、今日ハ聖上御降誕日ニ付休日、市中賑々シ、野村方へ林・小島同伴、午後散歩、夕五字ヨリ外国人案内ニ

祭であった

テ福井屋へ行ク、 英亜蘭孛葡 フルベッキ、 マンシヘルト帰宿……

街北端 福井屋は福済寺の誤記かと思われる。この点、④ 老若男女を集めて挙行されたという庶民の祝祭の記事である。 知られた同寺の眺望によるものであった。 と思う れたことは 記した福済寺の祝宴との関係がよく分からない。 京府では行政官布告の焼き直しにすぎぬ布告にとどめられ、 なかで唯一の盛大な庶民の天皇誕生日の祝祭である。 が福済寺への招待を記していた御雇教師である。 "夕五字より外国人案内ニテ福井屋へ行ク、 の黄檗宗の寺で、 横浜と同様に、 『保古飛呂比』の右の記述にも明らかである。 長崎府においても政府高官と外国人関係者によって祝宴が行われたと思われる。 一八九九 (明決一二) 年のグラント将軍歓迎の宴もここで行われたが、それは古くから崎陽随一と 問題とすべきは、 記載にやや問題はあるが、 英亜蘭孛葡」と記された福井屋の各国外国人(と佐々木たち) 福済寺の祝宴も 官府の行事にかんする「崎陽雑報」の記事は大筋を疑う必要はな 京都府では東北戦争を名目に フルベッキ (アメリカ) とマンシフェルト 「崎陽雑報」の後半部分、 神奈川県では村々名主への神酒代配布に抑制された庶民 もし仮に記事が事実を伝えているとすれば、 「崎陽雑報」の記事によれば夕方から開 夕方、長崎府の役人と外国人の間で交歓が持た 「騒 すなわち、 々敷賑合致間敷」 府下で盛大に (オランダ) と抑制 福済寺は長崎 かれたのであり、 の集会と、 それは日本 £ され 崎陽 府 0 内 视 市 前 東 0 の

が 記されてい 前引の佐々木の 一通の何書がある。 『保古飛呂比』には、 市中ではたしかに催しがあったらしい。 当日が 「聖上御降誕日」によって休日であったこと、 『長崎町方史料』に一八六八年九月末、 「市中賑 町方肝煎から提出され ベセシー か -たこと

### (A) 乍恐口上之覚

奉恐入候、 一昨廿三日、 依之急度相慎申度、 私共町会所当番相 此段奉伺候、 動罷 在候処、 以上 町 '々小前之もの共心得違仕、 練もの囃立、 市中徘徊致候始末、 差留方不行届之段

町方

「不及左扣候事

御掛所

(B) 乍恐口上之覚

辰九月廿五日

「不及差扣候事

一、当廿二日、聖上御誕辰ニ付、私共町々俄ニ踊差出奉悦候、然ル処廿三日ニ至リ、又候市中囃立徘徊仕候段、当御時節柄限て、 小前之ものへ被仰渡候義も御座候段心得違仕、右之及始末、於私共奉恐入候、依之一同急度相慎申度此段奉伺候、以上

江戸町肝煎 頴川歩左衛門印上筑後町同 六兵衛印

後與善町 本蔵町同 村木町同 村木町同 村木町同 東田 庄兵衛印 本與華町 庄兵衛印 東田 庄兵衛印 東西 庶之助印

町方 御掛所

祝祭を指示した行政官布告をうけたものであるが、

がら、

新規に提灯を調えることを禁止してもいた。

京都府の庶民の祝祭にたいする消極姿勢は明白であり、

その指示を打ち消し、

独自性の豊かな布告であった。また布告自身が矛盾をはらんだもので

休日を指示しながら「強て相休不申とも不苦」と事実上、

ほど深刻化していた。六八年にも規制を越えた「小前之もの」の俄踊りが登場する素地は十分に存在したのである。 夜市中之者共多人数徒党、米屋共ヲ打潰シ」と見え、長崎の都市騒擾の状況は、® の俄踊りも長崎市内全域で起こったのであった。一方、「長崎県史料十一(禁令」所収の翌六九年七月二六日の記事に「昨 に散在することが分かる。 口の町)、中央部の材木町、 体になったと思われる町々は、 擾の状況が含意されているかもしれない。 前提として読むことができるように思う。 行届」と記されているように、 御座候処」という文章は、 なぜ二三日の騒ぎが問題になったかという点は伺書邸によって分かる。二二日の「聖上御誕辰」に江戸町以下七ケ町 徊」したことについて「差留方」の不行届を伺い出た史料である。二三日はいうまでもなく天皇誕生日の翌日であるが 以前、 たのである。 俄二踊]— 伺書(A) 『は町方肝煎二名から出されており、 第二節の京都府の祝祭の検討で、京都府の山城国中への布告の問題点について考察した。 ―俄踊りであろう――を差出したところ、 俄踊りが二日に及んだことが規制を越えた訳である。 意味をとりがたいが、 北端の上筑後町は長崎府庁(立山役所・旧長崎奉行所)の門前の町でもあるが、 同じく中央部やや北よりの後興善町と本興善町、 都市下層民と町方役人(有力町民)との対抗をはらんだ、幕末維新期の都市騒擾の状況を大 何書®に記されているように市内北端の上筑後町、 仮にそうであるとすれば、 九月二五日に町方役人が慎みを申し出た町々、すなわち規制を越えた踊 九月二三日に 何書Aに小前のものの「心得違」、そして一方、 その俄踊りが心得違いをして二三日にも市中をはやし立て踊 「町々小前之もの」 次の「当御時節柄限て、小前之ものへ被仰渡候儀 「当御時節柄限て」という文言にこの時期の都 同じくやや東よりの今魚町であり、 が心得違いをして 翌年には現実に打ちこわしを引き起こす 南端の本龍町、 京都府の布告は庶民 西端の江戸町(出島の入 町方役人の 「練もの囃立 このように一日目 「差留方不 市内全域 市中徘 り廻 主

の理

「夜中軒提灯差出」を達しな

ば、 述べ 状況はその発端となる資格を備えていたはずである。京都府の翌六九年の布告の ないか。 の祝祭の、 大な庶民の祝祭の様相をみることによって、京都府布告の問題点にかんする解答の手掛りが得られたと思う。 いかが一面において非合法の踊り(と休日)の展開であるとすれば、 して起こり、 矛盾をはらんだ京都府布告の要点がなぜ「騒々敷賑合致間敷」にあったのかという疑問も解けると思う。 「和楽」を強調する文面には、右のようなええじゃないかや都市騒擾への為政者の顧慮が働いていたこと――一八六 京都を含む畿内では前年秋から当年春にかけて、ええじゃないかが惹起した。それは幕末の政治の危機を背景とい、小前、都市下層民による独自の展開に、つまり祝祭の反町方役人と反町方役所の方向への展開にあったのでは 倒幕運動を助けた側面があったであろうが、為政者のよく制禦しうる運動ではなかった。このように考えれ 俄踊が規制を越えて市街一帯を練り廻るという長崎 「右ニ事寄セ乱隋粗暴之振舞無之様」と 。ええじゃな 問題は庶民

長崎府は右の府内の祝祭より早くに、 府下全域に次のように布告していた。

――がより前面に出ていると考えられる。

九年は民衆運動の高揚の時期

#### 郡用方掛

町方掛

も家業を休ゞて、家内は勿論、他人と雖も決て喧嘩口論等不致様諸事格別ニ相慎ゞ御威徳之万々歳を可奉祈候事 九月廿二日は今上皇帝之御誕日ニ付、士農工商ニ限らす、前日ゟ室屋を掃除し、家々之神棚を潔めて神酒・赤飯等を備へ、いつれ

#### 辰五日

## 右之通、市郷無洩可相触候

和合と多彩であり、 この布告の独自性は格別である。 神道と休日、そして清掃と和合という通俗道徳と整理することが可能である。 五月という異例に早い発布の時期も興味深い (後述)。 内容は清掃、 布告の独自性は盛大に 神棚、 赤飯、 由として述べられている「奥州辺戦争も有之」が名目であって、真の理由でないこともすでに述べた。ここで長崎府の盛

挙行された長崎の庶民の祝祭と照応するものであろう。 展開によって破綻の一端を露呈したと、このように押えておくことができるであろう。 格をもっていたと考えてよい。 るを得なかった従属性については前述した。長崎における盛大な庶民の祝祭も同府の民衆統治能力を越えた演出という性 てイギリスに大きく依存して演出したものであった。 した様相を示しており、とくに横浜における祝祭は「万国帝王ヲ祝スル通例ノ礼儀」を天皇の国内統合の実態から乖離 れた家中の祝事はやはり私的な領域の祝祭というべきである。 日の祝祭は、 横浜と同様に外国との関係があると思われる。 -当年の維新政府の能力以上に――は、対外関係上、重要な意味があるであろう。 検討したように東京府で行われた丹波山国隊の祝宴以外はないといっても過言ではない。 したがって同府の庶民の祝祭は長崎市中全域の小前町民の俄踊 布告の表現を借りれば、 その結果として横浜におけるイギリス陸軍駐屯兵観兵式のはらまざ 天皇誕生日の庶民の祝祭に同府がこのように積極姿勢を示したの 横浜と長崎における祝祭はそうした中心部に比較して突出 天皇の「御威徳之万々歳」を演出し、 京都府や東京府における天皇誕生 h 民衆の伝統的な祭 京都の公家にみら 示すこ

① 明治文化研究会『明治文化全集 第四巻 新聞篇』五五五頁

② 同右、一〇頁、小野秀雄解題。

③ 『保古飛呂比、佐々木高行日記三』三四三頁。

旧蔵の写本に依っている(同書、一、例言)。
・『保古飛呂比』刊本は、原本の伝存状況不明のため維新史料編纂会

◎ 『長崎市史・地誌編、仏寺部下』二四六、二六九頁。

⑤ 『福岡大学総合研究所資料叢書、第四冊、長崎町方史料』二八四

六頁。

⑦ 信書(3)の本蔵町は長崎市中にない。草書の類似する本竜(龍)

町の

「長崎県史料一一 禁令」内閣文庫マイクロフィルム(雄松堂)。

西垣晴次『ええじゃないか、民衆運動の系譜』七一一八頁、一九七

9 8

三年、新人物往来社など。

大日本維新史料稿本 第三六二一冊!

(10)

## 六 諸藩の祝祭

諸藩の天皇誕生日の祝祭について、 布告、 あるいは実施の認められる藩は表四に掲げた六つの藩、 すなわち加賀藩、 加

	滞庁の祝祭	庶民の祝祭
加賀藩加納藩	休日,上下着用(御書付)	諸郡諸町一統休日(御書付) 村々休(庄屋日記)
彦根藩	在来諸神祭の如く心得(御触書)	13 - FI- (TTEE HIE)
篠山藩 小倉藩	諸向大休日(御書付) 	行政官布告廻達(9月19月御書付)
平戸藩	御祝、御酒御赤飯被下(御書付・日記)	

- 注) 御書付・触書は布告の出た事例, 日記は実施の確認される事例。
- 出典)『加賀藩史料 幕末篇 下巻』前田徳育会 926・7頁 1958年。『郷土資料(1)下佐波村青木久兵衛日記(抄)(一)』62・3頁 前掲・『世田谷区史料第六集』384・5頁 1975年。『篠山藩庁記録』大日本維新史料稿本 第 3964 冊。『中原嘉左右日記』第 1 巻 262 頁 前掲。『平戸藩年表稿』61~74頁。

る 0) 野の変で鎮圧諸藩軍に参加し、 実現に動くということがはたしてありうるであろうか 実施した六つの藩はい 羽伏見戦争後であり、 動きを現実に見せた。 藩である。 佐幕派譜代藩であった。 という噂が藩内に流布したのであった。 寄および会計奉行であって、 藩(一五万石) である。 な藩であっ が 活動につい 後背部の譜代藩として重きをなしたのである。 るように 年八月一八日の政変で二条城警備にあたり、 ち早く天皇誕生日の祝祭と係りを持った共通の要因だと思わ 彦根藩、 「域を除 加賀藩は幕末に尊攘派を弾圧し、 の四藩は旧譜代藩である。 てはあらためて述べない。 篠 こうした藩が自ら積極 新 く日本各地に分布するが、 (三万二、〇〇〇石)、彦根藩 政府の Ш ずれもこ 平戸藩は佐幕派ではなかったが、 九州諸藩のなかでは遅れをとってい 力、 種 小倉藩、 々 0) 鳥羽伏見戦争で幕府側 新政策にもっ の時期、 加賀藩 翌年の禁門の変でも長州軍と戦っ 平戸藩である。 的 (一〇二万石余) と平戸藩 この四つの譜代藩はい 笹山藩の当主、 劣悪な政治的位置にあっ 加納藩主、 か ķ つ主体的 ずれ とも早 鳥羽伏見戦争でも幕府側に参戦 (二五万石)、 これらの藩は戊辰戦争 彦根藩と小倉藩の幕 の藩にも共通の性格 永井尚服 長州藩士や浪士を捕繩し、 に天皇誕 に参戦し、 反応を示し 青山 表 新政府側につ 篠山藩 のように彦根藩 生 [忠敏は一八六三 は旧幕府最後の若年 ずれも典型的 「伏見ニて御打 祝祭を布告または 日 (六万石余) は外様 たのはこ たのであり、 0 (五万石)、 庶民 n . る。 末史に 同藩は京都 が たのは あるよう 0 Ò 祝祭 の 知ら 戦場 よう お な 死① そ ΙĒ ٤

が

藩 る 平戸藩については庶民の祝祭との係りは認められない。 加賀藩では町 一村の休日が布達されたが、 庶民の休日が実現したかどうかは分からない。 残る三藩のうち、小倉藩では祝祭の布告が出されただけであ 加納藩では休日が実行された。

小倉藩の御用 .商人で藩の財務役に取り立てられた中原嘉左右の日記、 『中原嘉左右日記』 には九月一九日条に左のよう®

な藩の書付が記されている。

この三藩の場合を検討しておこう。

福を系被遊候思食ニ候間、 九月二十二日は聖上御誕辰相当ニ付、 於庶民も一同御嘉節を奉祝候様被仰出候事 此辰ヲ以、 群臣ニ醋宴を賜ひ、 天長節御執行相成、 天下之刑發被差停候、 偏二衆庶、

右今度、従朝廷被仰出之候御書付之趣、 可相心得もの也

行政官

辰九月十九日

されていることが分かる。「毎年」が削除されているのも気になるが、 これは八月二六日の行政官布告を小倉藩領内に示達したものである。 行政官布告の「衆庶ト御慶福を共ニ被遊候思召 害付を詳しくみると、 行政官布告本文に修 正が施

が天皇と庶民の疑似共同体的観念に異和感を持ったことを示していると思う。 皇と庶民との疑似共同体の観念が、庶民が祝祭を下から祝うという支配の観念に変更されている。 上御慶福を忝被遊候思食」に改められている点は意図的であろう。天皇が衆庶と祝祭をともに行うという、 武士にとっては、 たとえ観念であろうとも、 この修正は小倉藩当局 天

た状況がここに示されているであろう。 いからさまな上と下の支配の観念こそが親しいものだったのである。 詳細な記事を持つ『中原嘉左右日記』の九月二二日条に天皇誕生日の記事は皆無 疑似共同体的な天皇制イデオロギーの未定着であっ

加賀藩では庶民にたいして

である。

## ……諸郡・諸町は一統可為休日候

と示違され、 藩内の全町村すべて休日と指示が出た。 ただし、これが実行されたことを示す史料は今のところ見ない。

美濃国加納藩の天皇誕生日の祝祭の様相について、 日記九月二二日条には先納の調査、 御用捨御救米などの願書の作成や、 同国羽島郡下佐波村の世襲庄屋、 日雇による土蔵の修理などの記事 青木家の日記に関連記事を見るこ

見えるだけであるが、九月二八日条に注目される記載がある。

二付村々休仕候間、 九月廿八日雨降り、 何卒明日・明後日と二日休日致度由願出候間聞済遣侯、 後ニ雨止ミ候、今夕若者共明日は例年之通り晦日ニて洲原様御神事ニ付、 今日は日雇方休ミ候 休日祭礼二候得共、 廿二日二御辰誕

洲原宮祭礼の前の二九日を休みにするかどうかにあったのである。若者どもは九月二二日が天皇誕生日で休日となったか 当日であるから「休日祭礼」は既定の事柄であって、この日は要求の対象とはならない。 問題は休日があるから次の休日を要求するという、 御神事ニ付村内祭リ」と記されており、 願出候」という若者どもの要求の趣旨は一見、不合理であり、理解しがたい。検討してみると、三○日は洲原宮の神事 して認められたことが分かる。「廿二日ニ御辰誕ニ付村々休仕候間 の経過を整理した表五を参照すれば、 (「村々休仕候間、 「御辰誕」当日は村々が休日を実施したことと、それに関連して、 しかし、この前年、 伊藤忠士は |何卒明日……」)、つぎの二九日(『明日』)も休日にするように願い出て村役人もこれを認めた訳である。 ちょうど九月二九日 (一八六七年九月は小の月)の洲原宮神事を契機として起こったええじゃない 若者どもの要求の根拠が分かると思う。 毎年、 九月の末日が祭礼日とすでに決められている。若者どもが問題としたのは、 若者どもの要求の根拠にある。 若者どもがいわゆる「願い遊び日」を村役人に要 何卒明日 (二九日) 明後日 (三〇日) と二日休日致度由 下佐波村の「御札祭り(ええじゃないか)」に 若者どもの要求は不可解としか 九月三〇日条に 一今日は洲原宮 いえな

……この下佐波では、 若者や日雇いたちが要求して、村役人や頭百姓たちに休日をみとめさせ……夜を徹して飲食し、 踊りやその

1867年加納蒸下佐波村のえまじゃないか 表 5

御札降り,洲原宮神事 休日,若者ども御札降りにつき明日休日要求,了承。
御札降り、休日。
内祭り。
御札降り。
若者ども,御札降りにつき,明日・明後日2日間遊び日要求,了承。
御札降りにつき八幡宮村中祭礼,休日。
<b>同上</b>
若者ども,今日休日要求,了承。子供・若者のおどり,にわか。

とができる。

(典出 岐阜大学教育学部『郷土資料』11、同学部1980年。

て出されたものであった。この点で、

京都府布告や東京府布告の消極姿勢も右のようなええじゃ

日祭礼を店に導入するのが、

五節句の廃止された一八七三年である事実は興味深

近世後期、

遊び日が

一般に増大傾向に

あ

中井

前述のように東京の両替商中井家が天皇誕生日の休

ない

か

向う動

向を背景とし

うに、若者どもは一八六七年、 求も前二日の休日の延長を申し入れたものであったことが分かる。 の要求は休日祭礼の当日に翌日の休日の追加を求めたものであり、 と述べていた。下佐波村の御札祭りの休日要求を一 街の町民たちと同様にええじゃないかに類似した状況を誘発しかかっていたと理解するこ たび一八六八年九月、下佐波村の若者どもは天皇誕生日の休日をきっかけとして、 えじゃないかとは一面からいえばそのような遊び日の連鎖を指すのである。こうしてふた なっていることが注目される。 休日があるからさらに次の休日を要求したのであった。 層、 詳しくみると、 ここに示されているよ 一〇月一〇日の休日要 表五の九月二 長崎 一九日 え 市

他

の諸芸に興じた。

その場合、

その休日や祭りの日・時などを村としてとりきめたうえでおこ

はそれ自体、 f 八六八年、 った事実――「願い遊び日」や「不時遊び日」の家は五節句廃止をさっそく導入したのであるが、 皇誕生日 彼が使ってい の 下佐波村の青木家が、 祝祭の新設が商家や豪農に歓迎されなかったのは理解できることである 新定の外から持ち込まれた休日なのであり、 た日雇も休日にしていなかったことを想起したい 九月二二日に「村々休」であったはずであるのに彼自身 の流行 祝祭が誘発するええじゃない を考えあわ せる時、 天皇誕生日の祝祭 維新 期 だに天 か

81 (393)

類似の状況は休日の一層の増加に他ならない。当然それは商家や豪農の好まぬ事柄だったのである。 その他の藩について『吉田藩日記』や『二歩日記』(長州藩)、「三輪田米山日記」(松山藩)、『新稿一橋徳川家記』などはの

れは天皇誕生日の五日後の二七日に藩庁から村方へ廻達されたものである。 いずれも詳しい記載を持つ日記であるが、天皇誕生日を記していない。官軍の中心となった長州藩でも記事は見当らない 同藩領伊予郡上野村 (現伊予市)の「戊辰歳御触状写」には八月二六日の行政官の天長節布告が写されているが、そ ・ 伊予国大洲藩もいわゆる勤王藩であって、藩主加藤泰秋は当時、 天皇東幸の前衛として藩兵とともに供奉して

ところに「タンシャウ日ノ事」という朱書を加えている。岩鼻県のような政府直轄県においても天皇誕生日の触書は一八頃 備えているが、天皇誕生日に触れることがない。 翌六九年九月二○日の条に岩鼻県の触書を記し、「今上皇帝御誕辰」の 吉田町の神官を務めていた田中はこの頃、 秩父郡吉田町の『田中千弥日記』は維新政府直轄の岩鼻県のものであるが、一八六八年の天皇誕生日を記していない。 横浜の「藻塩草」を借覧し、「江城日記」や「鎮台日誌」を購入して新時代に

前掲『下佐波村青木久兵衛日記(抄)(一)』三一頁。

六九年になってはじめて廻達されたのである。

- 巻、六〇一一頁など。 維新史料編纂会『維新史』二巻、三一〇頁・三巻、六一四頁・四
- 『石川県史』第二編、九三三-七頁、一九三九年
- 要』第一四号、一九六九年。 藤野保「幕末の藩政治と維新への対応形態」、『九州文化史研究所紀
- 却て今日に不宜者多し」と総括している(『木戸孝允日記』**一、**三九 木戸孝允は端的に「余平生時勢を想察するに、王政一新勲功の諸藩
- 『中原嘉左右日記』一、二六二頁
- 7 『加賀藩史料 幕末篇下巻J、九二七頁。

- 8 前掲『下佐波村青木久兵衛日記(抄)(一)』六三頁
- 世直し』三〇五頁、一九七四年、三省堂)。 伊藤忠士「民衆と新政府」(佐々木潤之介編 『日本民衆の歴史 5
- 10 さしく願い遊び日・不時遊び日として実現している」と指摘する(前 揭密、二七六頁)。 一九七九年)に依拠して、「ええじゃないかの少なからぬ部分が、 ま 古川貞雄は、伊藤や高木俊輔『ええじゃないか』(教育社歴史新書)
- 古川、前掲書、九三頁など。

(l)

四年。『新稿一橋徳川家記』一九八三年。 篇』下巻、一九七七年。『松山市史料集 『吉田藩日記・豊橋市史々料叢書一』 一九八〇年。『山陽町史資料 第八巻 近世編七』一九八

82

して天皇誕生日の祝祭が重視されたのであった。

それ故に二つの開港場で祝祭が盛大に展開したのである。

砂一伊予国伊予郡上野村玉井家文書慶応四年御触状写、国立史料館所援。

◎ 大村進・小林弌郎・小池信一編『田中千弥日記』四四~五頁、一九

七七年。

⑩ 同右、六六頁。

## 七 展望――むすびにかえて

した る理由はないのであり、いわば外的な圧力によって実施されたものといえる。 かにすることができたと思う。 崎市中一 とが確認できるのは神奈川県、 自の展開をしたのである。それは一部ではあったが、 たことは前述した。 か慎重に考える必要がある。 、公使館と横浜裁判所で実施され、 検討したように、 横浜 豪農商が新定の天皇誕生日の祝祭を歓迎しなかったこと、 庶民の祝祭としては、 帯の俄踊りとして盛大に実現し、 -加賀藩の藩内休日の内容は不明 いのイギリス陸軍駐屯兵の観兵式について検討したように維新政府の欧米諸国にたいする強い協調路線の一 天皇誕生日の祝祭は、 国内統治の問題からみれば一八六八年に天皇誕生日の祝祭の実施が後年のように切実であったかどう 問題は、 旧佐幕派譜代藩や旧あいまい外様藩は劣悪な政治的位置以外に天皇誕生日の祝祭を布告す 神奈川県で村役人を招集して酒代を下賜するという抑制された形で実施され、 長崎府と、 長崎の祝祭は各国外交官らを招待した福済寺の祝宴と、市内全域の俄踊りとして実現 やはり横浜と長崎という二つの開港場の祝祭にあるのである。 天皇の祭祀のなかでも特別に私的な性格を持っていたから国民統合と係わる独 加納藩という旧佐幕派譜代藩の村で若者どもの休日要求の拡大という形で展開 旧佐幕派譜代藩の篠山藩、そして二つの旧あいまい外様藩、 以上の事実によって天皇誕生日の祝祭成立の歴史的意味をおおよそは明ら 官府や庶民の祝祭として実現した。 京都府、 東京府その他の府藩県とも祝祭に消極的であっ 小前の農町民が規制を越えた祝祭へと向う 官府の祝祭として実施されたこ 横浜の祝祭はイギ 加賀藩と平戸藩で 長崎府で長

この点を確認

した上でもう少し事実を検討しておこう。

り上げて実施された。日本政府首脳、約三○名が天保山沖に停泊した七隻のイギリス艦隊に招待され、 スが大坂に親征していた天皇に信任状を提出し、新政府を事実上、承認した翌日に、ヴィクトリア女王の誕生日を一 一八六八(明治一)年閏四月二日に、大坂と横浜、長崎でイギリス女王誕生日の祝典が行われた。大坂では、公使パーの六八(明治一)年閏四月二日に、大坂と横浜、長崎でイギリス女王誕生日の祝典が行われた。 山階宮は 日繰 ーク

日本の諸君……みな起立し、大英帝国の女王がますますご壮健であらせられるように、なみなみと酒を注ぎたまえ。めでたきご誕

生日を慶賀したてまつり、さあ、満杯を飲みほそう

るかについて言及し、遠からず日本がこのように海外列強と固く結ばれることを願ってやまない」という趣旨の演説をす とあいさつした。イギリス艦隊司令官ケッペル提督もそれにこたえ、「今やヨーロッパ各国の連帯関係がい 横浜と長崎でもイギリス女王の誕生日の祝賀が行われた。横浜の祝祭について東久世の日記の閏四月二日の条は、 かに緊密であ

英女王誕辰ニ付、十二字祝砲廿一発、英陸軍調練

また横浜の 「公私雜報」第八号(閏四月二三日付)は次のように述べる。⑤

如く、居留地の巨商等は戸を閉ぢ、商ひを休み、皆祭日の思ひを為せり。 方に正午に当る時に及んで、一斉に祝砲を放てり……同盟各国の公使等は尽く我等と歓びを同ふして、正に自国の礼日に逢へるが 第五月廿四日月三日は、我英国女王殿下の誕辰なり。よって英国海陸軍の兵士等は残らず盛服を着て、軍礼に従ひ祝をなし、日

女王誕生日の祝典に天皇誕生日の祝祭行事がきわめて類似したものであることは明らかであろう。 イギリス陸海軍駐屯兵の調練、廿一発の祝砲、各国公使との祝宴、商人ら居留人民の休日の実施と、こうしたイギリス

関 の祝日を報知している。 『神奈川県史料』 所収の 両者の祝日はほぼ同一であるのでここには前者を掲げておく。 「横浜裁判所幷海関休日ノ義報知」によれば、 神奈川県は五月二六日に各国領事に裁判所と海 のと思う。 日や日曜日、

横浜と長崎、

ここに天皇誕生日の祝祭設置の原点があると考えるのは自然だと思う。

祝ス すも

通例

7

あ

Ď ル

その

ために維新政府の現実の国内統合

(諸藩連合体)

た場合、

「遊び日」

の誘発を招き、

ええじゃない

かに類似した状況が発生するのであっ

た。

小前

の農町民らは騒擾の

状況

月

さらにはクリスマ

スが見えるのもこの時期

の神

奈川府当局

がいい

かに欧米列強に取り込まれてい

たか

を示

浜

欧米の

一万国帝王

裁判所祝日目 次

正月元日 = IJ 同 己七日

三月三日 同十五日 五月五日

六月二日

横浜祭礼

七月七日

同十六日

七月十三日 九月九日 = IJ /同十六日 同廿三日、

十二月晦

毎月朔日

右、

7. 外泰西第一月一日及日曜日丼キリパ朔日 十五日 ノスト (洲干弁天祭) Ż, ス休日之事

出されたものであった。 では五月下旬に天皇誕生日の祝日が設定されてい 日目次」で九月二二日となっている。 正月、 盆 五節句と六月二日の横浜祭礼 要するに天皇誕生日の布告は横浜と長崎の五月を初見とする。 これは 「裁判所祝日目次」 たのである。 などはすべて伝統的な祝祭である。 第五節で見たように長崎府の独自性に富んだ布告も五 の誤りであって、 天皇誕生日を指している。 右の横浜裁判所の休日に西暦 九月二三日の 祝 日は つまり 海 月 横 関

的に施行されたのである。こうして下から内発的に登場したのではない天皇誕生日の祝祭を庶民の伝統的な祭りと接合 (ノ礼儀)(パークス提案)をめざした天皇誕生日の祝祭は維新政府の の範囲を越えた、 強い 実態から乖離した祝祭が布告され、 協調路線の所産という性格が 有力 部 な 分

を背景として規制を越える動きを示す。

八七〇年、豊津藩 (旧小倉藩)の天皇誕生日の祝祭について『中原嘉左右日記』九月二二日条は次のように記している。

天朝御誕日、 具 豊熟ニ付、 生立社ニおい角力、丼、錦町町家俄、(て脱カ) 被仰出候事

俄被仰出候得共、町家米価高直之跡ニ而難渋之趣、俄仕出人無之、役掛リ之もの丈、社参いたし候事

う。 徹不致向モ有之」としてあらためて祝祭の実施を布告したことを受けたものである。 もあったのである。 るのも注目すべきことである。天皇誕生日の祝祭を伝統社会の庶民の祭りに接合することは困難であり、不可能なことでの て彼らだけの社参にとどめたという経過も、このような町方騒擾の状況と、その脅威を背景として読まれるべきものと思 る訳はないのであって、それは小前の町民を難渋させ、町方騒擾の状況を生み出す。 りなどを取りやめて町役人だけが社参を行った。 豊津藩が祝祭行事として角力と俄踊りを指示したのにたいして、町方は米価高値、 また同じ一八七〇年、京都府が庶民の祝祭の実施を強く求めた同じ政府の布告に抵抗し、 豊津藩の指示はこの年、 維新政府が庶民の祝祭を「未タ末々迄御旨意貫 したがって町役人が俄踊りを中止し 米価高値が町民総体の難渋を結果す 町方難渋という理由によって、 府内への布告を拒否してい

不可欠のものであり、 別稿で述べたように国内統合の現実(諸藩連合体)から乖離した脆弱な中央政府、 皇制イデオロギーを国内に普遍化させること、そうした国際関係に強く規定された政策をいかにしても追求することは れたように維新政府は天皇誕生日の祝祭、および庶民の祝祭を、一八六八年の実情は本稿で見たように惨胆たるものであ ったが、この後もけっして撤回しなかった。太政官は一八七〇年には前述のように庶民の祝祭を改めて強く指示した。天 天皇誕生日の祝祭の一八六九年以後の展開は本稿の課題の外にあるが、 そこに後進国型権力の特質があったのである。そこで、天皇誕生日の庶民の祝祭 (=統合)をめぐっ ひとつの展望を出しておきたい。 維新政府にとって権力を維持するために 右にも少し触

て維新政府には二つの選択肢があったと思われる。

れ独自の対応をしている。一八六九年に品川県が村々へ出した布告は次のようなオリジナリティのあるものであった。東京開市(一八六八年一一月)と関連すると推測されるが、品川県と東京府は一八六九年と七〇年に天皇誕生日にそれぞ

来廿日ハ御降誕之吉日ニ付、兼而難有報恩之道ヲわすれさるよふ厚ク相心得可申者也、当日ヲ以、一ケ年之休暇ニ相定候間、一家

但、当日へ其宿村々之神社立参拝、各の勧心勤業之冥加ヲ祈リ、然ル後、 小前銘々打くつろぎ兼々骨折をも慰メテ家ほぎ酒ほぎ

九月 勝手たるへし、ほぎとハ祝事 打より各祝辞仕候様之事

品川県

の高揚が脱落しているのである。 したがって布告のなかで祝祭は 「一家打より」、「家ほぎ酒ほぎ」という家一個の り出されるなど矛盾は激化していた。布告を休日のとらえ方に注意して読むと、「一ケ年之休暇」、「銘々打くつろぎ」や という品川県の意図を読み取ることができると思う。その点において布告は一八六八年の長崎府の祝祭と同一の姿勢をも 合する意味も消極的なものにならざるをえない。しかしそれは一八六九年という矛盾の激化した年に天皇誕生日の祝祭を メ」として一面的に把握されている。祭りの共同性と、その高揚の側面が消去されており、かくては祝祭を伝統社会に接 っているであろう。品川県でも一八六九年の末に品川門訴事件として知られる一揆が起こっており、この弾圧に大砲が繰 「兼々之骨析をも慰メ」というある方向に傾いていることに気付く。品川県の布告には祭りの共同性が醸出する「ハレ」 「一ケ年之休暇」や「骨析をも慰メテ」などの文言に、天皇誕生日の祝祭を伝統社会の庶民の「遊び日」に接合しよう

伝統社会に接合する唯一の方法ではなかっただろうか。 方、一八七○年九月、東京府は次のような伺書を弁官に提出して許可されている。❸

……何分、蚩々ノ衆氓、靡立目ニ触レ侯儀無之テハ御旨意モ相分兼侯ニ付、

頭為致存候、就テハ蟄敬下、格別ノ訳ヲ以、右年寄共へ官員ニ准シ御祝酒幷御重肴二色下賜候様ニ…… 市在ノ長中添年寄丈ケハ当日御祝儀、 礼服、 府庁 へ出

太神宮も創建された官社 勢山皇太神宮 東 心京府は 市在の年寄を招集し府庁内で祝宴を開催した。 (一八七〇年) (神奈川県宗社) に呼び寄せた神奈川県の方式の線上に位置するものである。 ―の閉ざされた 「祝祭」なのである。 この東京府の祝宴は名主たちを横浜の裁判所(一八六六年) それは長崎府や加納藩、 両者とも官府のなか Ⅱ Ж 県 から 伊勢山皇 試 Þ み

伝統社会の庶民の祭り―

俄踊りや遊び日

に接合する方向をまったく持っていない。一八七○年の東京府の祝祭は伝

ある。 祀 根 る動きを見せ、 農町民らは為政者のかかる要請に融合したのではないのであって、 な能力を越えかけたラジカルな統合政策の展開にあたって、 俄踊りやええじゃないか の祝祭として発足し、 神奈川県、 統社会の祭りとは断ち切れたものである。 (俄踊りや遊び日) の全国的展開 近代の天皇誕生日の祝祭は一八六八年の長崎府や加納藩、 的な庶民の祝祭を命じた八月二六日の行政官布告は各府藩県において庶民の祝休日を命じたものと受け 行政官布告はやはり伝統社会の祭りとの接合を意図していたはずである。 という形で対応した― 表面的なものとして発展するが、そのように限定された発展に強力に作用したのは伝統社会の庶民の祭り! および一八七〇年の東京府の方式として定着する道をとるのである。 消去した布告を出し こうして維新政府の政策に限定を加えていった訳である。 (=統合)を模索しなければならなかった。 と接合するという事態も発生した。 町役人と村役人をとりこんだ官府の祝祭として発展してゆく。 :の動向であると考えることができる。 -無視するという例も多い (京都府)、たんに布告を通達するだけにとどめ その結果は本稿で見た通りである。 維新政府の統合政策の模索の鍵となる場が横浜と長崎という開 伝統社会との接合を要請しなかった訳ではなかった。 一八六九年の品川県の方式ではなく、 が、 本稿でみたように後進国型権力たる維新政府はその これと対立して暗に脅威となり、 一部の地方 かくて維新政府は伝統社会と乖離したままで祭 (長崎府や下佐波村) 近代成立期の天皇誕生日の祝祭は開港場 各府藩県は行政官の指示にたいして、 (東京府など)、 官府における庶民の祝祭 総じて伝統社会の あるい では現実に伝統的祭り あるい は事後に布告する 取られ 庶民 は規制を越え 現実的 小 国 前 丙 ċ

88

港場であり、さらには京都や東京などの都市であることも以上の経緯からほぽ予測される事柄と思う。

- ① 一八六八年のイギリス女王誕生日の祝典について次の資料がある。 一八六八年のイギリス女王誕生日の祝典について次の資料がある。 一八六八年のイギリス女王誕生日の祝典について次の資料がある。 一八六八年のイギリス女王誕生日の祝典について次の資料がある。 一八六八年のイギリス女王誕生日の祝典について次の資料がある。
- ② ミットフォード、五月二四日付父親宛書翰(前掲『ある英国外交官② ミットフォード、五月二四日付父親宛書翰(前掲『ある英国外交官②
- 頁√。 ③ パークス、 五月三○日付スタンリー外相宛報告書 (同右、 二○二
- 『横浜市史稿』風俗編、六六-九頁。『神奈川県史料 第六巻』三一頁。『神奈川県史 資料編14 近代現代(4) 文化』六五六頁

4

第一節注8、一〇〇九百

『中原嘉左右日記』二、三七一頁。

8

- 之迷ひニ相成、甚タ不然」というのが表向きの理由。
  「京都府伺書 留守官宛」、公文録。「今般又々令し候てハ却て例年
- 年の政府と国家――」、『日本史研究』二八九号、一九八六年参照。究』二七一号、一九八五年。「明治維新と後進国型変革――一八六八進国型権力の形成――王政復古クーデターを中心に――」、『日本史研質について――」、『史林』六六卷五号、一九八三年。「維新変革と後質について――」、『史林』六六卷五号、一九八三年。「維新変革と後質について――」、『日本史研究』 ――日本絶対主義形成の特
- 青木書店)。 ・ 森安彦「明治初年、東京周辺における農民闘争――品川社倉騒動を中心に――」(佐々木潤之介編『村方騒動と世直し 上』、一九七二年、中心に―――品川社倉騒動を
- 「東京府何書」一八七〇年九月一二日「公文録」東京府之部。

(北海道大学文学部助教授

#### The Waqfs of the Nizām Family in Fourteenth Century Yazd

#### IWATAKE Akio

In early fourteenth century Yazd, a city situated in the central part of Iran, a father and son of the Nizām family, who took pride in their sayyid status, were endowed with large wagfs. From archives concerning these wagfs, titled  $\tilde{G}ami'$  al-Hairāt, the multi-faceted character of the waofs, both in terms of property and objects, can be understood. The archives, compiled at the command of the son in April of 1333, give much information about their forty-four wagfs, but in this paper the endowed institutions in particular are analyzed. These institutions, above all the two madrasas named after the father and son, contributed not only to the conditions of study and learning in Yazd, but to the social life as a whole. It can be confirmed that Yazd reached a high cultural level. The clock tower of the father's madrasa was symbolic. While the two madrasas played pivotal roles in the management of the waqfs, they also served as mausoleums for the two men. Therefore, it can safely be said that one essential purpose of these wagfs was to perpetuate the people's respect for the mausoleums.

Celebration of the Emperor's Birthday in 1868

----Adoption of a National Policy during the Formative Years of the Modern Period----

#### INOUE Katsuo

It is supposed that ceremonies in celebration of the Emperor's birthday (tentyosetsu 天長節) were held in imitation of Western practices of

celebrating the birthdays of their kings. Although there was no national celebration in early modern Japan, the Emperor's birthday was celebrated privately by the Emperor and court ladies. Soon after its establishment. the Government of the Restoration (Ishinseifu 維新政府) directed that the Emperor's birthday should be celebrated nationally. This was the first time in modern Japan that it had been decreed that the occasion should be celebrated by everyone. However, Kyoto and Tokyo prefectures issued statements in opposition to the decree and did not hold any ceremonies. On the other hand, in Nagasaki and Yokohama, ports open to foreign trade, there were grand ceremonies. Additionally in some han (domains) there were popular ceremonies. Nevertheless, the trends of these celebrations were influenced by ceremonies of a traditional nature. Certain inclinations can be found in the manner in which the Emperor's birthday was celebrated in 1868, leading to its becoming an important ceremony in all parts of Japan in later years. the result of the Government of the Restoration's receptive policies towards Europe and America and the resulting confrontation with traditional society.

#### Les réformes des collèges au XVIII° siècle et le Parlement de Paris

#### AMANO Chieko

La plupart des collèges sous l'Ancien Régime étaient administrés par les congrégations religieuses, surtout par les Jésuites, dont le but était la formation de chrétiens fidèles et sincères. Mais la société des Jésuites fut dissoute par le Parlement de Paris, son ennemi juré. Ce fut la chute de l'enseignement secondaire. Le Parlement prit la responsabilité de le reconstruire.

Rolland d'Erceville, un des parlementaires chargés de ce travail, souligna la nécessité de l'éducation nationale. Elle consiste en: 1°